

茂社福第42号
令和6年5月13日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 細谷 菜穂子 様

社会福祉法人
茂原市社会福祉協議会
会長 鬼島 義昭

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和5年11月16日付け茂監第62号)

茂原市社会福祉協議会
監 査 結 果
<ul style="list-style-type: none">・補助金の執行に係る事務において、一部提出書類の不備や手続きに誤りが認められたことから、適宜、市の指導のもと適正な事務処理に当たられたい。また、見直しが必要な会計処理が見受けられたことから、取り扱いルールを定め、適切な対応を図られたい。・補助金の精算に伴い返還金が毎年度生じていることから、補助対象事業の精査を行いながら、事業効果の向上を念頭に、市との協議による更なる補助金の有効活用について検討されたい。・本市の地域福祉の向上を図るため、社会福祉協議会が行っている福祉活動の内容とその重要性を積極的にPRし、会員の増強及び自主財源の確保に努められたい。
措 置 内 容
<ul style="list-style-type: none">・補助金の執行に係る事務については、法令及び市の規則等を遵守し、適正な事務処理を行った。また、指摘のあった会計処理については、見直しを行い、職員へ周知の上、適切な処理を行っている。・補助金のうち、事業費部分については全額を補助対象事業の経費に充当し、有効に活用した。人件費部分については、年度途中で退職者がいたこともあり、補助対象経費が見込額よりも少額となったため、残額については返還する。・広報活動については、(小学5・6年生に加えて)小学4年生や地域包括支援センターなど広報紙「社福もばら」の配布先の追加やホームページのリニューアル(令和6年度中完了予定)などにより強化を行った。本会の趣旨や活動内容を多くの方に御理解いただくことにより、会費や寄附金などの自主財源の確保を図る。